



別記第4号様式（第7条関係）

一般廃棄物処理業許可証

東衛指令第268号
令和6年3月25日

株式会社旭川一般廃棄物処理社
代表取締役 湯野 信一 様

東神楽町長 山本 進



令和6年2月26日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、東神楽町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第10条の規定により、これを許可します。

- | | |
|---------------|----------------------------------|
| 1 取扱廃棄物の種類 | 一般廃棄物 |
| 2 収集・運搬及び処分の別 | 収集・運搬 |
| 3 許可の有効期間 | 令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで |
| 4 廃棄物の処分先 | しらかば清掃センター、株式会社もっかいト
ラスト旭川営業所 |

遵守事項

- 許可書は他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- 許可申請書の記載事項に変更があったときは、変更の日から10日以内に届け出ること。
- 毎月5日までに、前月中の一般廃棄物収集運搬状況の報告をすること。
- 許可書の有効期間が満了したとき、又は事業の廃止若しくは許可を取り消されたときは、その月の10日以内に許可書を返納すること。
- その他関係法令及び条例の規則を遵守すること。